

★ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第十一号）（自然環境課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が一部改正されたため、引用条項の整理等、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日